

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号。以下「学則」という。）第12条及び第12条の2の規定に基づき、医学部の教育課程及び授業科目の履修方法を定めるとともに、学則に定めるもののほか、授業方法、試験及び進級の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 教育課程は、別表第1のとおりとする。

(科目の履修方法)

第3条 学生は、前条に規定する教育課程において、現に在籍する当該学年の科目を履修しなければならない。

- 2 第12条又は第13条の規定に基づき原級留置となった学生（以下「原級留置学生」という。）は、翌年度に当該学年の全科目（実習科目を除く。）を履修するものとする。ただし、特別な配慮が必要とされる学生については、再履修の内容について教務委員会が検討し決定する。

(履修の制限)

第3条の2 次の各号に定める授業科目については、履修条件を設け、条件を満たさないときは当該科目の履修を制限する。

- (1) 別表第1に定める第4学年科目「臨床実習」は、第4学年科目「医学概論・医療総論4」及び「臨床入門」の全単位を修得していることを履修条件とする。
- (2) 別表第1に定める第6学年科目「総合講義」は、第6学年科目「臨床実習」の必修選択科目群で必要単位を修得していることを履修条件とする。

(履修届)

第4条 選択科目の履修に当たっては、選択科目履修届（別記第1号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

- 2 前項により届け出た科目を他の科目に変更する場合又は履修を取り消す場合は、選択科目履修変更（取消し）届（別記第2号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。
- 3 学部長は、前2項の届出があったときは、医療人育成センター長に通知するものとする。

(授業方法)

第5条 授業は、講義、演習（ロールプレイ、課題学習、作業・調査・議論を伴う学習、グループワーク、研究室配属等）、実験、実習（基礎医学実習、早期体験実習、学外の関連施設実習、多職種連携実習、シミュレーション実習、実技チェックリストを用いた臨床実習等）若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

- 2 能動的な学習を促すために、多様なメディアを高度に活用した遠隔授業などの授業方法も取り入れる。
- 3 授業方法は面接授業を主とするが、一部を遠隔授業とすることができる。
- 4 遠隔授業の実施に関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第5条の2 各科目の単位は、次の各号の区分に応じて各号に掲げる基準により算出する。

- (1) 講義 15時間をもって1単位
- (2) 演習 30時間をもって1単位
- (3) 実験、実習（臨床実習を除く。）及び実技 45時間をもって1単位
- (4) 臨床実習 30時間をもって1単位

(既修得単位等の認定)

第6条 学則第14条の規定に基づき、他の大学、短期大学又は高等専門学校において修得した単位を、本学における科目の履修により修得したものとみなすことを希望する者は、既修得単位認定申請書（別記第3号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て、30単位を限度としてこれを認定する。

3 学則第13条及び第14条第2項に規定する文部科学大臣の定める学修として、本学における科目の履修とみなすものは、国際教育交換協議会が認定するTest of English as a Foreign Language (TOEFL) と公益財団法人日本英語検定協会が認定するInternational English Language Testing System (IELTS) とし、認定する科目及び単位数は別表第2のとおりとする。ただし、この学修は、申請日から起算して2年以内に修得したものに限り。

4 前項による単位認定を希望する者は、英語検定試験による単位認定申請書（別記第4号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

5 学部長は、前項の単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て単位を認定する。

6 学部長は、外国人留学生在が入学するに当たって受験した日本語能力試験の結果が特に優れている場合には、教授会の議を経て、日本語に係る科目の履修を免除し、単位を認定することができる。

7 前2項に基づき認定する単位は、第2項の規定により認定する単位と合算して30単位を限度とする。

8 学部長は、第2項のうち医療人育成センターの教員が担当する授業科目並びに第5項及び第6項の認定に当たっては、その認定の審査を医療人育成センター長に依頼して行うものとする。
(単位の授与及び授業科目修了の認定)

第6条の2 学則第15条の規定に基づき、授業科目の科目コーディネーターは、原則として学年末に、授業科目の単位の授与及び授業科目修了の認定を行うものとする。

2 2つ以上の学年にわたり授業を行う授業科目については、当該授業科目の最終の学年末に、授業科目の単位の授与及び授業科目修了の認定を行うものとする。

(試験)

第7条 試験は、定期試験、中間試験、共用試験CBT (Computer Based Testing: コンピュータによる多選択肢試験)、Pre-CC OSCE (Pre-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination: 診療参加型臨床実習前客観的臨床能力試験)、Post-CC OSCE (Post-Clinical Clerkship OSCE: 診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験)、卒業試験、追試験及び再試験とし、筆記、口答又は実技その他科目コーディネーターが別に指定する方法により行うものとする。

2 前項の試験は、それぞれ次の各号のとおり行うものとする。

(1) 定期試験 学年末又は各科目の所定の授業終了後に行うものとする。

(2) 中間試験 必要に応じ随時行うことができるものとする。

(3) 共用試験CBT及びPre-CC OSCE 臨床実習に参加する学生に必要な基本的知識の理解度及び診察、技能及び態度の到達度を評価するために、別表第1に定める第4学年科目「臨床入門」の所定の授業終了後に行うものとする。なお、試験問題は公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験により実施するものとする。

(4) Post-CC OSCE及び卒業試験 卒業時に必要な臨床上の知識と技能の到達度を評価するために、別表第1に定める第6学年科目「総合講義」の所定の授業終了後に行うものとする。なお、Post-CC OSCEに係る試験問題は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験により実施する。この場合において、本学独自の試験問題を追加することができるものとする。

(5) 追試験 定期試験等の受験資格を有する者が、病気その他の事由により当該試験を受験で

きないときに、あらかじめ定期試験等欠席届（別記第5号様式）を当該科目の科目コーディネーターに提出し、正当な理由があるものとして認められた者に対して行う。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、その事由を付して直ちに届け出なければならない。

(6) 再試験 定期試験、追試験、共用試験CBT、Pre-CC OSCE、Post-CC OSCE又は卒業試験において不合格となった者に対して、当該不合格の科目について行うことができる。

3 試験の期日は、原則として、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる期日までに掲示するものとする。

(1) 定期試験 試験実施の2週間前

(2) 共用試験CBT、Pre-CC OSCE、Post-CC OSCE及び卒業試験 試験実施の2ヶ月前

4 試験に関し、前3項に定めのない事項については、別に定める。

(試験に係る受験料)

第7条の2 共用試験CBT、Pre-CC OSCE及びPost-CC OSCE（前項第2項第4号ただし書を適用した場合を含む。）に係る受験料は、学生の負担とし、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構に支払うものとする。

(試験その他の審査を受ける資格)

第8条 試験その他の審査を受けるために必要となる学則第15条第2項に規定する所定の期間の計算は、次の各号の履修時間によるものとする。

(1) 講義及び演習授業時間の3分の2以上

(2) 実験、実習及び実技授業時間のすべて

2 特別の理由により前項各号の期間に満たない者については、当該科目のコーディネーターが成業の見込があると認め、かつ、教授会の議を経て学部長が承認した場合に限り、前項の規定にかかわらず、試験その他の審査を受けることができるものとする。

(再試験の受験資格)

第9条 不正行為により試験が不合格となった者は、当該不合格となった科目の再試験を受験することができない。

(共用試験の受験資格)

第10条 共用試験CBT及びPre-CC OSCEは、共用試験実施前の第4学年後期までの必修科目全単位（「医学概論・医療総論4」及び「臨床入門」を除く。）を修得している場合に受験することができる。

(成績評価の基準等)

第11条 試験（共用試験CBT、Pre-CC OSCE、Post-CC OSCE及び卒業試験を除く。）その他の審査により行う成績評価は、当該科目ごとに100点を満点とし、次の区分とする。

(1) 優 80点以上

(2) 良 70点以上80点未満

(3) 可 60点以上70点未満

(4) 不可 60点未満

2 前項第1号から第3号までに該当する場合は合格とし、第4号に該当する場合は不合格とする。

3 共用試験CBTは、全国医学部長病院長会議が提示する全国一律の推奨最低合格ラインに基づき、本学が合否を判定する。

4 Pre-CC OSCE、Post-CC OSCEについては、試験で実施するすべての分野において満点の6割以上の点数の場合に合格とする。

5 卒業試験は、総合点の6割以上の点数の場合に合格とする。

6 再試験において、合格した場合の成績・評点は60点とする。

7 2つ以上の学年にわたり授業を行う授業科目について、履修途中における評価を必要とする場合は、合又は否とする。

8 成績評価の基準等に関し、第1項から第7項までに定めのない事項については、別に定める。
(成績等の通知)

第11条の2 第1学年、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年の成績等は、翌年度4月末頃まで学生に通知する。

2 第6学年の成績等は、毎年2月末頃までに学生に通知する。
(進級の制限)

第12条 進級判定においては、次の各号のいずれかに該当する者は、進級させないものとする。

(1) 第8条の規定により定期試験その他の審査を受ける資格がない者

(2) 実験、実習及び実技科目が不合格の者

(3) 定期試験の再試験(別表第1に定める第1学年の人文社会科学の選択必修科目群で必要単位を満たしている場合及び自由選択科目を除く。)において、1科目以上不合格の者

(4) 第1学年において、別表第1に定める同学年の人文社会科学の選択必修科目群の所定の単位数を修得していない者

(5) 別表第1に定める第4学年科目「医学概論・医療総論4」「臨床入門」のうちいずれかの科目が不合格の者(第5学年への進級の場合に限る。)

(6) 別表第1に定める第4学年科目「臨床実習」のうちいずれかの科目が不合格の者(第5学年への進級の場合に限る。)

(7) 別表第1に定める第5学年科目「臨床実習」のうちいずれかの科目が不合格の者(第6学年への進級の場合に限る。)

(8) 学年ごとの修学及び出席状況から、進級後の修学が困難と判断される者

(9) 試験において不正行為を行ったことにより、当該科目が不合格の者

2 第1項のいずれかに該当する者は原級に留まるものとし、当該者の進級要件は現に在籍する学年の要件による。

(卒業の制限)

第13条 別表第1に定める第6学年の授業科目で必要単位を修得していない者は、卒業させないものとする。

2 前項の者に関する取り扱いは、別に定める。
(同一学年の在学年限)

第14条 学則第9条第1項の規定に基づき、同一学年の在学年数は、2年を超えることができない。ただし、学部長が特別の理由があると認める場合には、教授会の議を経て延長することができる。

(進級及び卒業等の判定)

第15条 学則第15条第3項に規定する教育課程修了の認定、第12条第1項、第13条第1項及び第14条の規定に基づく場合の進級の判定は、原則として学年末に、教授会の議を経て、医学部長が行う。

2 学則第27条の規定に基づき、卒業の認定は、卒業認定日の直前の教授会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めのない事項については、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第23号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日規程第47号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規程第84号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規程第3号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第1号）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 施行日以降に入学した者に認定する科目及び単位数については、当分の間、第6条第3項第1号及び第3号の規定は、適用しない。

附 則（平成25年9月19日規程第57号）

この規程は、平成25年9月30日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規程第2号）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号、第12条第1項第7号については、平成26年度第1学年に適用するものとし、平成26年度第2～6学年には適用しない。

附 則（平成27年3月16日規程第3号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号および第2号、第12条第1項第7号については、平成27年度第1～2学年に適用するものとし、平成27年度第3～6学年には適用しない。

附 則（平成28年3月16日規程第4号）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号、第12条第1項第7号については、平成28年度第1～3学年に適用するものとし、平成28年度第4～6学年には適用しない。

附 則（平成29年3月15日規程第19号）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号、第12条第1項第7号については、平成29年度第1～4学年に適用するものとし、平成29年度第5～6学年には適用しない。

附 則（平成30年3月12日規程第4号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号、第12条第1項第7号については、平成30年度第1～5学年に適用するものとし、平成30年度第6学年には適用しない。

附 則（平成31年3月13日規程第7号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月21日規程第23号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日規程第4号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の前日から引き続き本学医学部の学生である者（令和2年度第1学年となった者及び別に指定する者を除く。以下「旧教育課程適用者」という。）の教育課程は、この規

程による改正後の札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（以下「新規程」という。）第2条及び別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

- 3 旧教育課程適用者について、新規程第9条に定める者のほか、定期試験の不合格の科目数が一定数以上となった者は、当該定期試験の再試験を受験することができないものとする。
- 4 旧教育課程適用者について、新規程第12条各号に該当する者のほか、定期試験の本試験において不合格の科目数が一定数以上の者は、進級させないものとする。
- 5 旧教育課程適用者に対する新規程第3条の2、第7条第2項、第12条第1項及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定中「別表第1」とあるのは「札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程の一部を改正する規程（令和2年規程第4号）附則別表第1」とする。
- 6 旧教育課程適用者の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いについて、第2項から前項までに定めのない事項については、別に定める。

附 則（令和2年6月15日規程第36号）

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

附 則（令和3年3月11日規程第9号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前から引き続き本学医学部の学生である者（令和3年度第1学年となった者、第2学年となった者及び別に指定する者を除く。以下「旧教育課程適用者」という。）の教育課程は、この規程による改正後の札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（以下「新規程」という。）第2条及び別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 3 旧教育課程適用者について、新規程第9条に定める者のほか、定期試験の不合格の科目数が一定数以上となった者は、当該定期試験の再試験を受験することができないものとする。
- 4 旧教育課程適用者について、新規程第12条各号に該当する者のほか、定期試験の本試験において不合格の科目数が一定数以上の者は、進級させないものとする。
- 5 旧教育課程適用者に対する新規程第3条の2、第7条第2項、第12条第1項及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定中「別表第1」とあるのは「札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程の一部を改正する規程（令和2年規程第4号）附則別表第1」とする。
- 6 旧教育課程適用者の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いについて、第2項から前項までに定めのない事項については、別に定める。

附 則（令和4年2月25日規程第3号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前から引き続き本学医学部の学生である者（令和4年度第1学年となった者、第2学年となった者、第3学年となった者及び別に指定する者を除く。以下「旧教育課程適用者」という。）の教育課程は、この規程による改正後の札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（以下「新規程」という。）第2条及び別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 3 旧教育課程適用者について、新規程第9条に定める者のほか、定期試験の不合格の科目数が一定数以上となった者は、当該定期試験の再試験を受験することができないものとする。
- 4 旧教育課程適用者について、新規程第12条各号に該当する者のほか、定期試験の本試験において不合格の科目数が一定数以上の者は、進級させないものとする。
- 5 旧教育課程適用者に対する新規程第3条の2、第7条第2項、第12条第1項及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定中「別表第1」とあるのは「札幌医科大学医学部

の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程の一部を改正する規程（令和2年規程第4号）附則別表第1」とする。

- 6 旧教育課程適用者の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いについて、第2項から前項までに定めのない事項については、別に定める。

別表第1（第2条関係）その1

別表第1（第2条関係）その2

別表第2（第6条関係）

別記第1号様式（第4条関係）

別記第2号様式（第4条関係）

別記第3号様式（第6条関係）

別記第4号様式（第6条関係）

別記第5号様式（第7条関係）